

# 要介護認定にかかる 主治医意見書問診票の導入について



令和3年12月15日

保健福祉部 高齢介護課

## 問診票導入の目的

介護保険の要介護認定・要支援認定に必要な意見書を主治医が作成する際に、申請者の日頃の状況等を的確に把握するために、問診票を導入します。

# 問診票の対象

新規申請

区分変更申請

更新申請

すべての要介護認定・要支援認定を  
問診票の対象とします。

なお、主治医が日常の診療により、対象者の日頃の状況を把握している等で、問診票を必要としない場合は、提出は不要となります。主治医にご確認ください。

# 摂津市での問診票導入の時期

【新規・区分変更】

令和4年1月1日から導入。

【更新】

令和4年1月受付開始分から導入。



## 問診票の記入と提出のながれ

問診票を市の高齢介護課へ提出していただく、ながれについて、ご説明いたします。

## ①問診票について その1

問診票の記入・提出は任意です。

ただし、原則として、対象者全員の提出のご協力をお願いします。

提出しない場合は、高齢介護課へ連絡してください。

## ②問診票について その2

問診票の様式は大阪府版を使用。

また、すでに医療機関が独自で作成された問診票を受け取っている場合は、使用することが可能です。

### ③問診票について その3

日頃の様子や状態をわかる範囲でお答えください。

質問の内容がわからないところは、無理に記入しなくて結構です。

必要に応じて、医療機関が質問や受診をお願いすることがあります。



## ④問診票の配付

### 【新規・区分変更】

介護認定の申請窓口で配付されます。

### 【更新】

更新申請の勧奨通知に同封されます。

市のホームページより、令和3年12月21日からダウンロードが可能です。

原則として、医療機関より配付することはありません。

## ⑤問診票の提出 その1

申請者本人や家族に問診票の記入・提出の意思を確認したものに限ります。

【申請者本人・家族が窓口で介護認定を申請する場合】  
窓口で問診票を記入してもらい、申請書と一緒に市へ提出。

【ケアマネジャーが窓口で介護認定を申請する場合】  
事前に問診票を申請者本人・家族またはケアマネジャーが記入して、申請書と一緒に市へ提出。

## ⑥問診票の提出 その2

【郵送で介護認定を申請する場合】

事前に問診票を記入して、申請書と一緒に提出。

なお、郵送の申請書に問診票が同封されていない場合は、記入・提出が任意のため、高齢介護課から申請者等へ提出の照会は行いません。

また、同封し忘れ等により、後日、高齢介護課に郵送で問診票の提出があった場合は受付をし、当課から医療機関へ送付します。

## ⑦問診票の提出 その3

原則として、申請者等から医療機関へ直接、提出することはありません。

ただし、以下の場合には医療機関へ直接、提出してください。

- ・医療機関が独自に作成した問診票を受け取っている。
- ・申請時には、高齢介護課に問診票を提出しなかったが、後日、受診などの際に医療機関より問診票を受け取っている。

## ⑧意見書の作成依頼

申請時に提出いただいた問診票は、意見書の作成依頼書と一緒に、介護認定申請受付日の翌々開庁日に高齡介護課より医療機関へ発送します。

問診票の提出がない場合は、その旨を明記して、意見書の作成を依頼します。

なお、後日、問診票が高齡介護課に提出された場合は、速やかに医療機関へ送付します。

## ⑨意見書の作成・送付

主治医が問診票と診療内容をもとに意見書を作成します。

医療機関が高齢介護課へ直接、郵送で提出します。

問診票は医療機関で適宜、保管されます。(介護認定審査会資料として取り扱うことはありません。)